

## 審議スケジュール(法人県民税法人税割の税率の特例)

諮問

第20回(6月17日)

・制度概要について

関係団体への意向確認

第21回(9月頃)

・法人県民税法人税割の方向性について

第22回(11月頃)

・答申案について

答申

12月頃

# 法人県民税法人税割の税率の特例について

---

## ① 評価について

- これまでの課税状況等を踏まえた超過課税に関する評価についてはどうか
- 本県の財政状況等を踏まえ、税率の特例（超過課税）を継続することについてはどうか

## ② 税率について

- 超過課税の税率を引き続き0.8%（上乗せ）とすることについてはどうか

## ③ 適用期間について

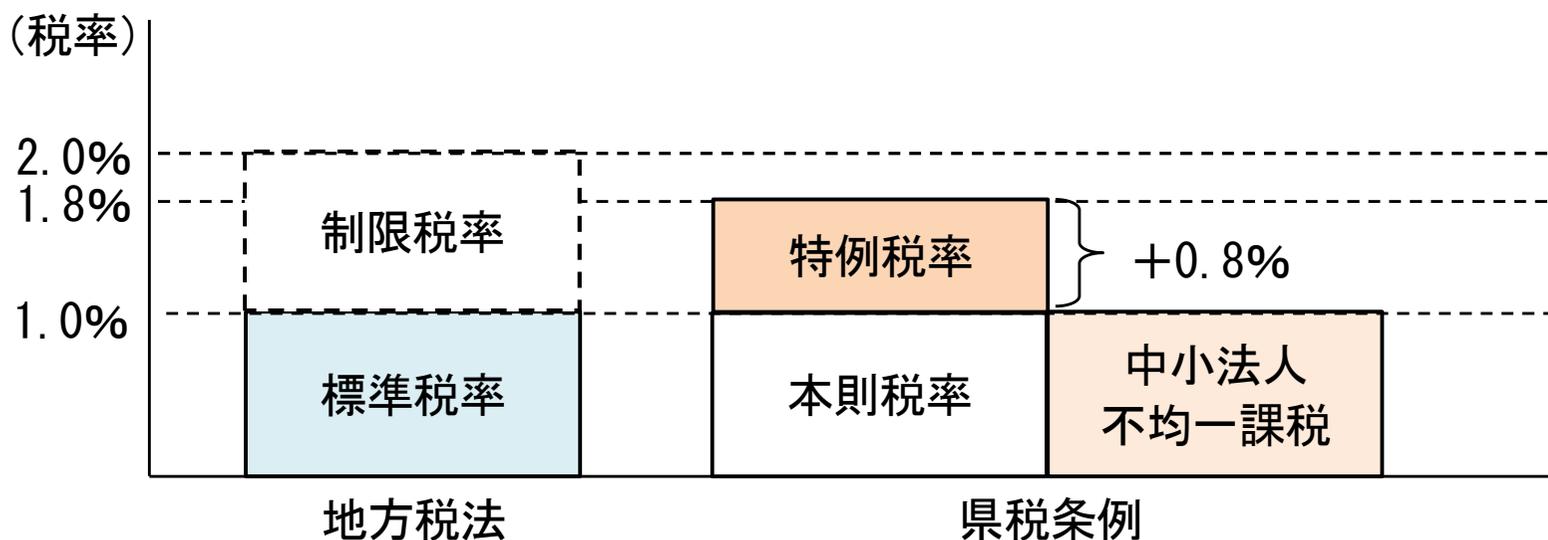
- 適用期間をこれまでと同様に5年間とすることについてはどうか

## 法人道府県民税（県税）の概要

項目	内容	
課税主体	都道府県	
納税義務者	都道府県に事務所または事業所を有する法人	
課税方式	申告納付	
課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額	
標準税率	(法人税割) 標準税率1.0% (制限税率2.0%)	
	(均等割)	
	資本金等の額	法人道府県民税 (標準税率)
	1千万円以下	2万円
	1千万円超1億円以下	5万円
	1億円超10億円以下	13万円
10億円超50億円以下	54万円	
50億円超	80万円	
分割基準	2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県に納付	
<参考> 本県の税収	滋賀県の令和5年度決算見込額 48億円 (法人税割：31億円 均等割：17億円)	

## 本県の特例措置の内容

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が1.0%、制限税率が2.0%
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ1.0%と定めているところ
- 厳しい財政状況が続く中、施策を推進するために必要な自主財源を確保する観点から、滋賀県税条例の付則において、法人県民税の法人税割について、税率を1.8%（本則税率+0.8%）とする特例措置※を設置  
※現時点で、令和8年1月31日までに終了する事業年度について適用
- 併せて、中小法人を保護・育成等する観点から、資本金1億円以下かつ法人税額2,000万円以下の法人については、税率を本則税率相当（1.0%）とし、税負担を軽減する不均一課税を実施



## 改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要
昭和50年12月	不況による財源不足に対応するため新設 適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：6.2% [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）
昭和56年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（6.2% → 6.0%）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） 法人の負担軽減のため税率の引下げ（6.0% → 5.8%）
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） 中小法人の負担軽減のため法人税額基準を改正（年1,000万円超 → 年5,000万円超）
平成12年9月 ～平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日、～平成23年1月31日、～平成28年1月31日）
平成26年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（5.8% → 4.0%）←地方法人税（国税：4.4%）創設
平成27年6月	適用期間を5年延長（～令和3年1月31日）
令和元年6月	税制改正に伴う税率の引下げ（4.0% → 1.8%）←地方法人税（国税：10.3%）拡充
令和2年2月	法人負担の偏在を是正するため法人税額基準を改正（年5,000万円超→年2,000万円超） ※令和5年2月1日以後に終了する事業年度から適用 適用期間を5年延長（～令和8年1月31日）

## ① 評価について

○法人県民税法人税割の特例（超過課税）は、厳しい財政状況が続く滋賀県において、主要な施策を推進する貴重な財源となってきた

→引き続き自主財源の充実確保を図るため、超過課税を継続

## ② 不均一課税の適用要件について

○超過課税の適用状況を見ると、法人県民税の申告があった法人のうち適用対象割合が7.9%と一部の法人に偏っている。地域を支える財源を皆で負担し合うという県民税の意義を踏まえれば、可能な限り薄く広く負担をしていくことが望ましい。対象を中小法人等に拡大する方向性で、負担増となる中小企業等に対して十分に説明の上、不均一課税の適用条件を見直すことが適当

→3年間の周知期間を設けた上で法人税額要件を5千万円以下から2千万円以下に引き下げ

## ③ 税率について

○超過課税の対象法人に対して、0.8%上乗せして課税しており、近年の税収は年間10億円程度となっている。県の財政状況を踏まえると、引き続き同程度の税収を確保する必要性が認められる

→超過課税の税率は引き続き0.8%上乗せで据え置き

## ④ 適用期間について

○法人税割超過課税は特例措置であるため、漫然と継続することはあってはならないが、これまでと同様、適用期間を5年間とすることに問題はない

→適用期間をこれまでと同様に5年間延長

## 全国の状況

○ 法人道府県民税法人税割（超過課税）の実施団体数：46団体 ※未実施静岡県

### (1) 超過課税（標準税率との差）

+0.8%	44団体	(滋賀県を含む)
+1.0%	2団体	(東京都、大阪府)

### (2) 不均一課税の要件（軽減税率の適用要件）

#### ① 資本の要件

要件	団体数	団体名
資本金	3億円以下	1 京都府
	2億円以下	1 神奈川県
	1億円以下	41 滋賀県 他
	2千万円以下	1 広島県
資本金等の額	1億円以下	2 山形県、茨城県

税額要件見直し  
5千万円以下  
→2千万円以下  
※令和5年2月1日以後に終了  
する事業年度から適用

#### ② 税額等の要件

要件	団体数	団体名
法人税額	4千万円以下	1 神奈川県
	2千万円以下	3 滋賀県、大阪府、兵庫県
	1.6千万円以下	1 京都府
	1.5千万円以下	2 愛知県、岡山県
	1千万円以下	38 奈良県、和歌山県 他
従業者数	300人以下	1 山梨県

## 法人税割額の推移

(単位：百万円)

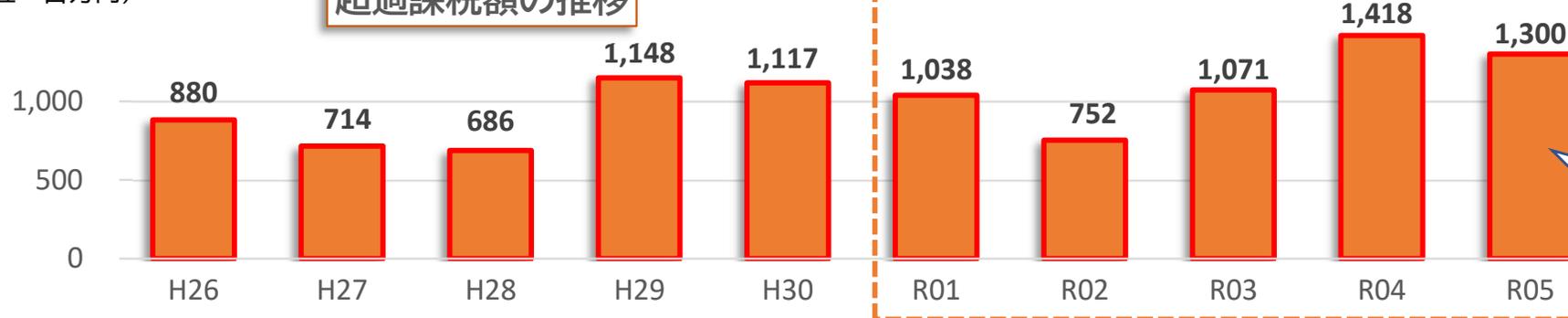
	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05 (見込額)	直近5年平均
法人税割額計	7,258	5,831	4,781	5,547	6,303	6,080	3,126	2,724	3,472	3,100	3,700
うち超過課税額	880	714	686	1,148	1,117	1,038	752	1,071	1,418	1,300	1,116
超過課税額割合	12.1%	12.2%	14.3%	20.7%	17.7%	17.1%	24.1%	39.3%	40.8%	41.9%	30.2%

制度創設からの累計額  
(S51~R05)

約468億円

(単位：百万円)

### 超過課税額の推移

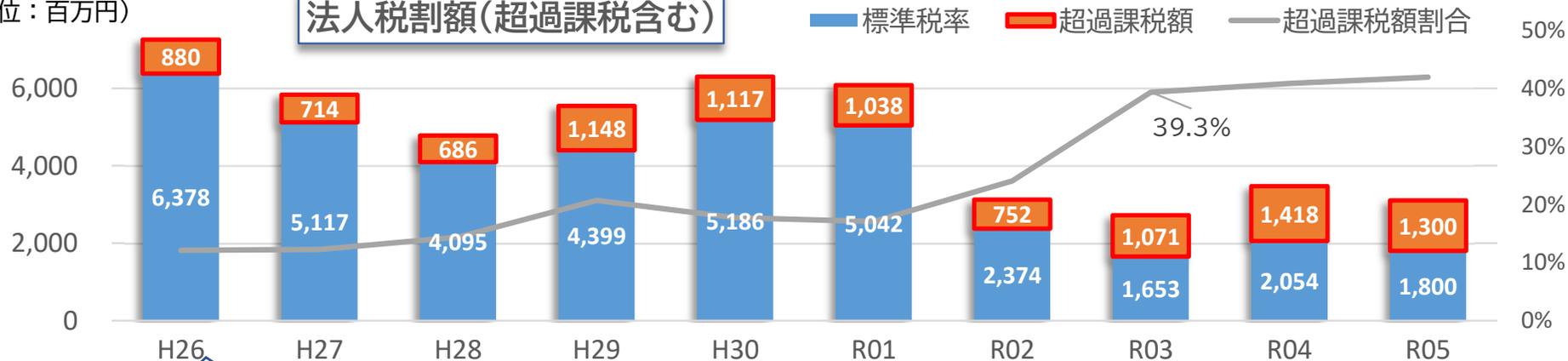


約11億円/年  
※直近5年平均

不均一課税の適用  
要件見直しが一部  
法人に未反映

(単位：百万円)

### 法人税割額(超過課税含む)



税率引下げ5.8%→4.0%

税率引下げ4.0%→1.8%

## 不均一課税の法人税額要件引下げの対象について

- 不均一課税の法人税額要件引下げの実施は、令和5年2月1日以降に終了する事業年度から適用
- 全法人に制度改正が適用されるのは令和6年度県税決算からとなる

### ■ 制度改正が適用されていない申告納付の状況

県税の調定年度		R4年度	R5年度		
		3月調定	4月調定	5月調定	6月調定
法人決算月別 申告期限	通常(事業年度終了後2月後末日)	R5.1月決算	R5.2月決算	R5.3月決算	R5.4月決算
	1月延長(事業年度終了3月後末日)	R4.12月決算	① R5.1月決算	R5.2月決算	R5.3月決算
	2月延長(事業年度終了4月後末日)	R4.11月決算	② R4.12月決算	③ R5.1月決算	R5.2月決算

➔ R5年度調定のうち、着色箇所(①~③)が旧制度の調定分

参考: 申告法人全体に占める①~③の割合(R4調定実績ベース)

法人数: 172法人/28,024法人(0.6%)

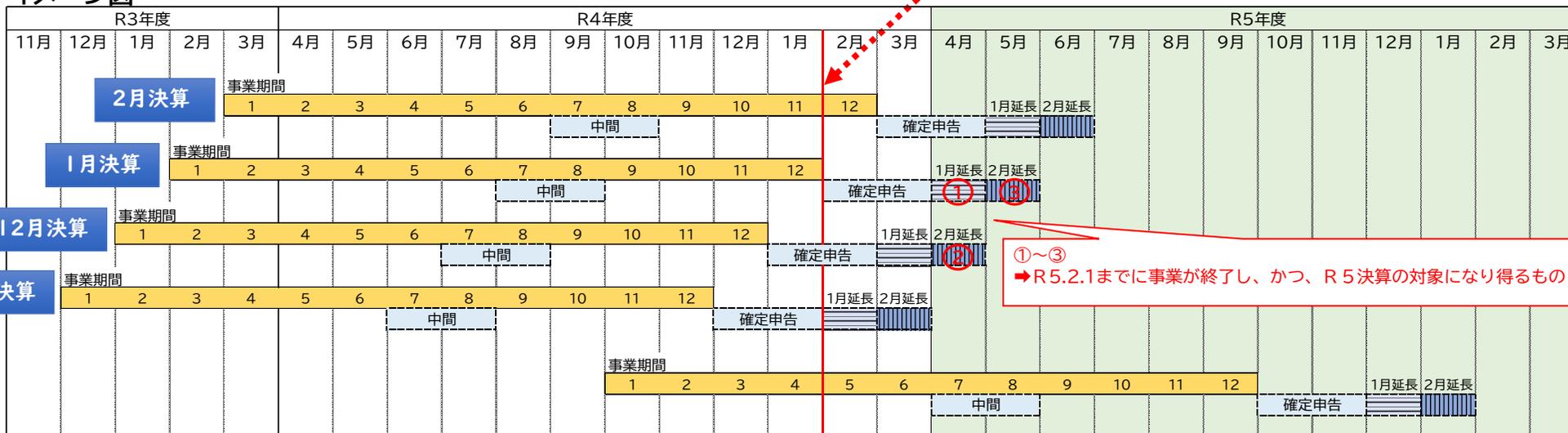
法人税額: 45百万円/3,472百万円(1.3%)

超過課税と合わせて実施している不均一課税の「適用対象の法人税額要件引下げ」

令和5年2月1日前に終了する事業年度 : 年5,000万円

令和5年2月1日以降に終了する事業年度 : 年2,000万円

### イメージ図



# 法人税割超過課税等の評価について(3)

## 財政収支見通し (R6年2月時点)

「財政収支見通しと今後の行財政運営について」(R6.3公表)より

(単位：億円)

ベースラインケース		R6予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	県税	1,793	1,861	1,879	1,894	1,908	1,921	1,933
	地方交付税	1,320	1,330	1,340	1,360	1,370	1,380	1,390
	県債(行革債除く)	548	537	620	540	500	463	465
	臨時財政対策債	20	20	20	20	20	19	18
	その他	2,302	2,309	2,183	2,145	2,132	2,087	2,097
	計 A	5,963	6,037	6,022	5,939	5,910	5,851	5,885
歳出	義務的経費	3,163	3,102	3,163	3,142	3,224	3,212	3,300
	人件費	1,733	1,669	1,748	1,695	1,757	1,712	1,772
	扶助費	687	708	725	743	761	781	802
	公債費	743	725	690	704	706	719	726
	投資的経費	920	902	980	911	841	790	802
	その他	2,062	2,147	1,996	1,990	1,957	1,955	1,929
	計 B	6,145	6,151	6,139	6,043	6,022	5,957	6,031
財源不足額 A-B C	▲ 182	▲ 114	▲ 117	▲ 104	▲ 112	▲ 106	▲ 146	
(参考) 一般財源総額※	3,458	3,503	3,534	3,571	3,597	3,621	3,644	

- R6当初予算およびR5最終補正予算を基本に、R12年度までの財政収支見通しを試算
- 県税および公債費の推計においては、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(R6年1月)」の名目GDP成長率(県税)、名目長期金利(公債費)を用いることとし、同試算に準じて「ベースラインケース」と「成長実現ケース」の2つのケースを作成

成長実現ケース		R6予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入	県税	1,793	1,881	1,937	1,997	2,062	2,129	2,195
	地方交付税	1,320	1,310	1,290	1,260	1,230	1,200	1,150
	県債(行革債除く)	548	537	620	540	500	463	465
	臨時財政対策債	20	20	20	20	20	19	18
	その他	2,302	2,322	2,211	2,201	2,215	2,197	2,236
	計 A	5,963	6,050	6,058	5,998	6,007	5,989	6,046
歳出	義務的経費	3,163	3,103	3,164	3,145	3,231	3,227	3,328
	人件費	1,733	1,669	1,748	1,695	1,757	1,712	1,772
	扶助費	687	708	725	743	761	781	802
	公債費	743	726	691	707	713	734	754
	投資的経費	920	902	980	911	841	790	802
	その他	2,062	2,155	2,016	2,029	2,014	2,033	2,025
	計 B	6,145	6,160	6,160	6,085	6,086	6,050	6,155
財源不足額 A-B C	▲ 182	▲ 110	▲ 102	▲ 87	▲ 79	▲ 61	▲ 109	
(参考) 一般財源総額※	3,458	3,506	3,550	3,591	3,636	3,682	3,708	

【名目GDP成長率】 ■ は前回より上昇

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースライン	<span style="background-color: yellow;">1.7</span> (1.2)	1.0 (1.0)	0.9 (0.9)	<span style="background-color: yellow;">0.8</span> (0.6)	<span style="background-color: yellow;">0.7</span> (0.6)	<span style="background-color: yellow;">0.7</span> (0.6)
成長実現	2.8 (3.3)	3.0 (3.3)	3.2 (3.3)	<span style="background-color: yellow;">3.3</span> (3.2)	<span style="background-color: yellow;">3.3</span> (3.2)	<span style="background-color: yellow;">3.2</span> (3.1)

【名目長期金利】 ■ は前回より上昇

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースライン	<span style="background-color: yellow;">0.8</span> (0.4)	<span style="background-color: yellow;">0.9</span> (0.4)	<span style="background-color: yellow;">0.9</span> (0.5)	<span style="background-color: yellow;">0.9</span> (0.5)	<span style="background-color: yellow;">1.0</span> (0.6)	<span style="background-color: yellow;">1.0</span> (0.7)
成長実現	<span style="background-color: yellow;">0.9</span> (0.4)	<span style="background-color: yellow;">1.0</span> (0.6)	<span style="background-color: yellow;">1.1</span> (0.8)	1.5 (1.5)	1.9 (2.0)	2.4 (2.4)

※ 県税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、臨時財政対策債の合計額

注) 下段( )は、前回(R5年1月)の数値

## 財源不足への対応と今後の財政運営上の課題 「財政収支見通しと今後の行財政運営について」(R6.3公表)より

- ・ 今回の試算では、歳出増が歳入増を上回り、**財源不足額は前回試算より単年度平均で13億円、累計では90億円拡大する見込み**
- ・ このまま推移すると、**R10年度には、財政調整基金をほぼ使い切り、財政運営が行き詰まる可能性がある**
- ・ また、現時点で収支に未反映の大規模事業もあり、社会保障関係費や公債費の負担がさらに増加することも踏まえると、**R13年度以降も厳しい状況が続く見込み**

### 財源不足額

※ 下段( )は、累計額

(単位：億円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ベースラインケース	▲182	▲114	▲117	▲104	▲112	▲106	▲146
成長実現ケース	▲182	▲110	▲102	▲87	▲79	▲61	▲109
中間値①	▲182 (▲182)	▲112 (▲294)	▲110 (▲404)	▲96 (▲500)	▲96 (▲596)	▲84 (▲680)	▲128 (▲808)
前回(R5.2)②	▲196 (▲196)	▲94 (▲290)	▲80 (▲370)	▲100 (▲470)	▲63 (▲533)	▲75 (▲608)	▲110 (▲718)
比較①-②	+14 (+14)	▲18 (▲4)	▲30 (▲34)	+4 (▲30)	▲33 (▲63)	▲9 (▲72)	▲18 (▲90)

### 財源不足額への対応

(単位：億円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
財源不足額	▲182	▲112	▲110	▲96	▲96	▲84	▲128
財政調整基金の取崩し	132	72	70	86	86	30	30
行政改革推進債の発行	50	40	40	10	10	10	-
未解消財源不足額	-	-	-	-	-	▲44	▲98

(参考) 過去の収支見通しにおけるR6財源不足額

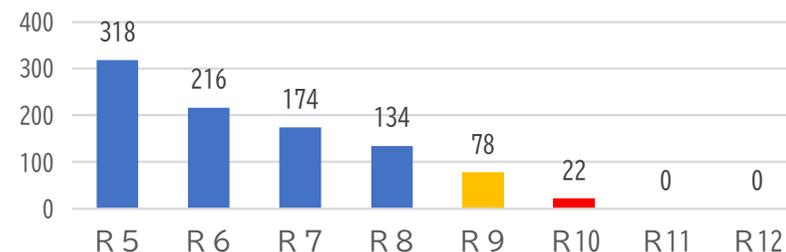
	H31.3試算	R2.3試算	R3.2試算	R4.2試算	R5.2試算
財源不足額	▲89	▲132	▲152	▲192	▲196

### 財政調整基金

財源不足への対応により、**R9年度には財政運営上の目標である100億円を維持できなくなり、R10年度には枯渇するおそれ**

(億円)

財政調整基金 残高 (見込)

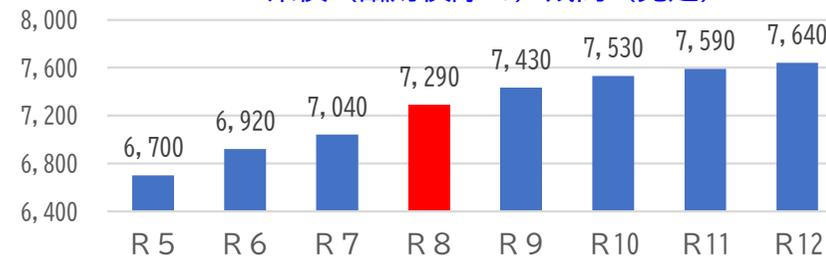


### 県債残高 (臨財債除く)

国土強靱化による公共事業費の増加や大規模施設の整備により、県債残高は増加傾向が続き、**R8年度には財政運営上の目標である7,200億円を上回る見込み**

(億円)

県債 (臨財債除く) 残高 (見込)



## 財政収支見通し等における本県の財源不足の状況

- 近年の本県の当初予算編成においては、200億円近い財源不足が生じている
- 令和6年2月の財政収支見通しの試算においても、令和8年度から令和12年度までの累計で514億円の財源不足が見込まれるなど、今後も厳しい財政状況を想定している  
(参考：R3～R7年度の合計：約784億円)

財源不足額の推移 (R03～R06：実績(当初予算ベース)・R07～R12：R6.2試算額)



## 滋賀県の状況（全国の状況との比較）

○ 超過課税の税率および適用期間については多くの道府県と同基準

（１） 超過課税（標準税率との差）【スライド7再掲】

+0.8%	44団体	( <b>滋賀県</b> を含む)
+1.0%	2団体	(東京都、大阪府)

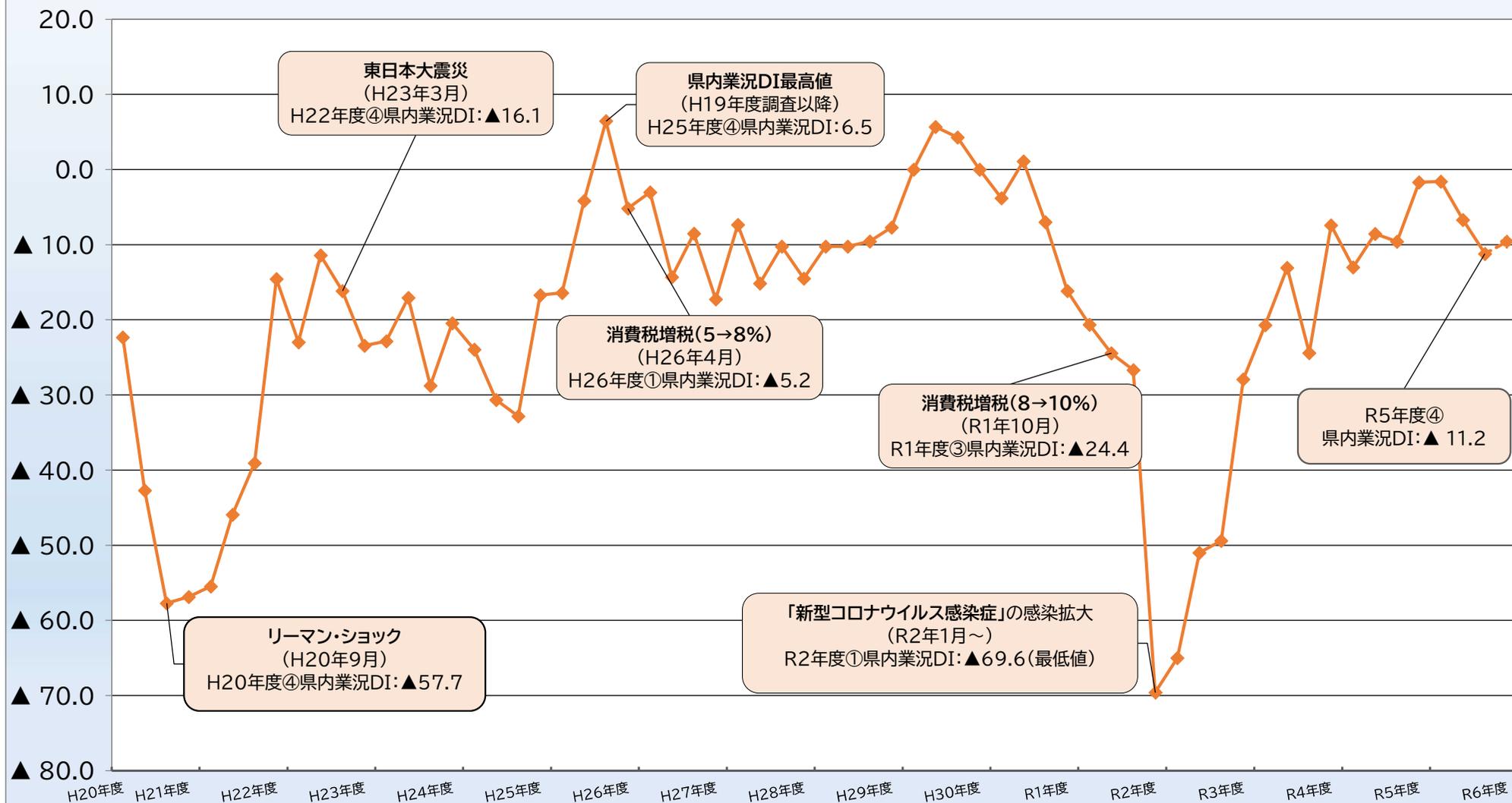
（２） 適用期間（各都道府県の直近の条例改正における適用期間（延長年数））

5年間	44団体	( <b>滋賀県</b> を含む)
4年間	1団体	(愛媛県)
3年間	1団体	(大阪府)

## 景況調査結果報告書(令和5年度第4四半期)より

### 業況DI※の推移

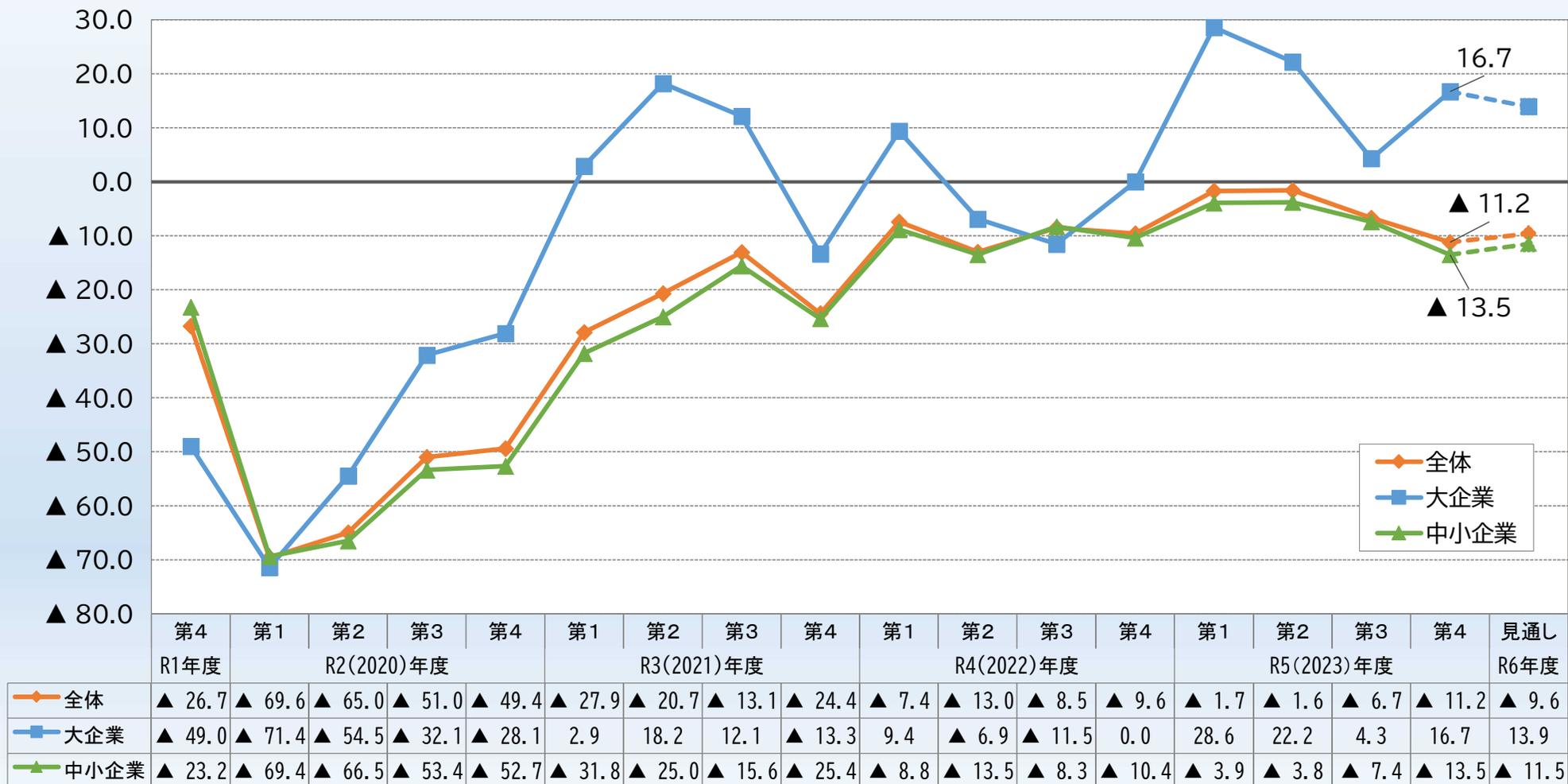
(平成20年度第1四半期～令和5年度第4四半期)



※本調査でのDI:「増加(好転・上昇・過剰等)」と回答した事業所数の構成比から「減少(悪化・低下・不足等)」と回答した事業所数の構成比を差し引いた値 14

景況調査結果報告書(令和5年度 第4四半期)より

【企業規模別】業況DIの推移  
(令和元年度 第4四半期～令和5年度 第4四半期)



【大企業】	今期:+16.7とプラス幅が拡大した。	来期:+13.9とプラス幅が縮小する見通し。
【中小企業】	今期:▲13.5とマイナス幅が拡大した。	来期:▲11.5とマイナス幅が縮小する見通し。

## 関係団体へのヒアリング項目（案）

### 意見照会の趣旨

○県内の経済団体（6団体）に対して法人税割超過課税に関するヒアリングを実施し、納税義務者側の立場から法人税割超過課税等の趣旨を踏まえた評価、適応期間等に関する意見を伺い、審議会における検討材料とする。

### ヒアリングの質問項目（案）

- ・ 法人税割超過課税等の趣旨、滋賀県の財源不足に関する認識
- ・ 法人税割超過課税等に関する理解
- ・ 法人税割超過課税等の評価
- ・ 県内の景況感
- ・ 超過課税の要件（他府県と差異）が企業誘致の際の判断材料になっているか
- ・ 不均一課税の前回適用要件見直しの影響
- ・ その他（自由意見）